旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年 12 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①東武天笠観光社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―951号　④天笠三郎　加須市中樋遣川1655番地４　⑤本社営業所　加須市中樋遣川1655番地４　⑥平成16年３月30日　⑦平成23年11月16日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①羽田建設株式会社（Ａウイング）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２―936号　④羽田建設株式会社　川口市川口五丁目８番15号　代表取締役　小野寺七雄　⑤本社営業所　川口市新井宿1029―７　⑥平成15年10月６日　⑦平成23年10月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①サン日旅　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2426号　④奥田武生　和歌山県紀の川市西野山293番地　⑤本社営業所　岸和田市下松町１丁目３番６号　⑥平成19年８月20日　⑦平成23年11月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社イオンシルク　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２―570号　④有限会社イオンシルク　室蘭市港北町五丁目86番地　代表取締役　永竜哉　⑤本社営業所　室蘭市港北町五丁目86番地　⑥平成21年10月６日　⑦平成23年11月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ユニバース観光株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―1412号　④ユニバース観光株式会社　東京都中野区東中野四丁目６番７号東中野パレスマンション210号　代表清算人　丸山勝雄　⑤本社営業所　東京都中野区東中野四丁目６番７号東中野パレスマンション210号　⑥昭和43年４月16日　⑦平成23年11月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①栄城トラベル　②第３種旅行業　③佐賀県知事登録旅行業第３―66号　④福田高至　佐賀市高木瀬東一丁目３番19号　⑤本社営業所　佐賀市高木瀬東一丁目３番19号　⑥平成８年５月７日　⑦平成23年11月21日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ニッケイ・ツーリズモ　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３―446号　④有限会社ニッケイ・ツーリズモ　伊勢崎市三室町5940番地　取締役　安藤美恵子　⑤本社営業所　伊勢崎市三室町5940番地　⑥平成18年10月23日　⑦平成23年10月22日　⑧60万円　⑨300万円

以上７件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①富士トラベル株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第637号　④富士トラベル株式会社　群馬県太田市本町20番17号　破産管財人弁護士　村上大樹　⑤本社営業所　群馬県太田市本町20番17号　⑥昭和58年１月10日　⑦平成23年４月12日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社エコネットサービス　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1561号　④株式会社エコネットサービス　札幌市白石区栄通十八丁目555番31　代表清算人　大芦豊　⑤本社営業所（ルーシー店）　札幌市白石区栄通十八丁目555番31　⑥平成12年４月25日　⑦平成23年10月22日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①日本観光ツアーズ株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1398号　④日本観光ツアーズ株式会社　大阪市浪速区難波中一丁目18番３号　代表取締役　秦幸一　⑤本社営業所　大阪市浪速区難波中一丁目18番３号　⑥昭和58年７月11日　⑦平成23年12月１日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 12 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①イオン不動産　②岐阜県知事(1)4449　③道家康雄　④岐阜県岐阜市菅原町３―20―１　⑤利付国債1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県羽島郡岐南町上印食３―107　イオン不動産　道家康雄

①有限会社豊和商事　②京都府知事(5)9194　③代表取締役　木村重孝　④京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町50番地の２　⑤利付国庫債券1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市山科区竹鼻竹ノ街道町50番地の２　有限会社豊和商事　代表取締役　木村重孝

①山本工務店　②大阪府知事(1)52821　③山本勝　④大阪府高槻市浦堂本町13番13号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府高槻市浦堂本町13番13号　山本工務店　山本勝

①有限会社秋穂産業　②大阪府知事(2)48820　③代表取締役　能登勇治　④大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目１番27号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目１番27号　有限会社秋穂産業　代表取締役　能登勇治